

## 6 特別徴収事務交付金に関すること

1 宿泊税徴収事務による経費増加（ホームページ変更、システム導入等）に対する補助金はあるのか。

A 宿泊税の徴収、申告、納入等について事務的な負担をおかけすることとなるため、登録特別徴収義務者に対しその報償として交付金を交付しています。宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請をし、その登録を受けていること及び納入期限までに申告納入が行われていることが要件となります。

令和11年3月申告分までは、期限内に納入された場合、納入額の3.0%を乗じた額に、納入期限までの申告1月につき1,000円を加算します。令和11年4月申告分からは、期限内に納入された額の2.5%を乗じた額となります。

2 システムを変更することになった場合、補助金はあるのか。

A 宿泊事業者の事務負担を考慮して交付する特別徴収事務交付金は、用途を限定していないため、システム変更に要する費用に使用することが可能です。